

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この計画は、保護者や都民の期待にこたえるため、LD等を含め障害のある児童・生徒等一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や、学校・教員の専門性の向上、都民への理解啓発など、これからの都における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画化するものであり、児童・生徒等の将来の社会参加・自立に向けて、都教育委員会として全力を傾けてその推進に当たるものです。

1 都における心身障害教育の現状と課題

(1) 都立盲・ろう・養護学校の課題

ア 盲学校、ろう学校の在籍者の減少と知的障害養護学校在籍者の増加への対応

現在、盲学校、ろう学校の在籍者は減少傾向にあり、とりわけ、ろう学校においては、児童・生徒等の減少から、社会性を育むために活発な集団活動を行うことや、学校・教員の専門性の維持・向上を図ることなどが困難な状況が生じており、ろう学校の適切な学級・学校規模を確保し、教育活動の活性化や聴覚障害教育に関する専門性を維持・向上を図ることが課題となっています。

また、知的障害養護学校においては、在籍者が増加の傾向にあるため普通教室が不足し、特別教室・管理諸室の転用等によって対応せざるを得ない状況が生じており、普通教室の確保等の環境整備が緊急の課題となっています。

イ 障害の重度・重複化と多様化への対応

近年、児童・生徒の障害の重度・重複化が顕著となっています。特に、肢体不自由養護学校在籍者の80%程度が知的障害を併せ有していることや、知的障害養護学校在籍者の30%程度が自閉的傾向を有しているといった現状があることなどから、こうした児童・生徒の教育ニーズに適切に対応できる教育内容・方法の充実が課題となっています。

また、知的障害養護学校高等部には、中学校の通常の学級や心身障害学級から進学してくる障害の軽い生徒が60%程度在籍しています。養護学校中学部から進学してくる生徒も含め、後期中等教育段階における多様な教育ニーズに対応するため、一人一人の障害の程度や状態、進路希望等に応じた適切な教育を推進することが課題となっています。

ウ 肢体不自由養護学校等の通学負担の改善

肢体不自由養護学校の場合、知的障害養護学校に比べて学校数が少ないために広範な通学区域を設定せざるを得ないことや交通渋滞などから、スクールバスの乗車時間が長時間（平均72分、最長105分）に及ぶ児童・生徒が増えています。通学時間の長時間化は、児童・生徒の心身や教育活動等に与える影響も大きいと見られ、改善を図ることが課題となっています。

エ 学校卒業後の就労・進学などの社会的自立

学校卒業後の進路に関しては、例えば、平成14年度の場合、ろう学校高等部卒業生(55名)の進路状況は、大学進学が9名、専修学校進学が5名でした。また、知的障害養護学校高等部卒業生(702名：職業学科卒業生を含む。)のうち、30%が一般企業に就労しています(全国平均20%)。

近年、社会のノーマライゼーションの進展により、障害者雇用率の改善や障害者の資格・免許の取得などの欠格条項の見直し等が行われ、障害のある人たちの社会参加の機会が拡充されたことなどから、今後、都立盲・ろう・養護学校在籍する生徒の進路希望はより多様化することが予想されます。

こうしたことから、都立盲・ろう・養護学校においては、生徒や保護者の期待にこたえるため、将来の社会参加・自立に向け、進学できる学力の習得や職業的自立のための就労支援の充実を図る教育環境の整備が課題となっています。

オ 病弱養護学校における後期中等教育の場の整備

病弱養護学校には小学部と中学部が設置されていますが、現在、高等部がありません。このため、慢性疾患等を有する生徒の中には、都立高校や専門学校等に進学したのち、病気を理由に中途退学や進路変更を余儀なくされる者がいることなどから、入院するほどではないものの継続的に医療・生活規制が必要な生徒に対する教育環境の整備が課題となっています。

カ 都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の地域との関係の維持・継続

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒は、教育活動やコミュニケーションの場が主に在籍校となるため、居住する地域とのつながりが希薄化してしまう傾向にあります。都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者にとっては、卒業後、居住地での支援を受けるためにも居住地域とのつながりを維持・継続することが必要です。そのため、これまでの交流教育等の成果を踏まえ、より日常的に地域とのつながりを実感できるような仕組みづくりを進めることが課題となっています。

(2) 区市町村における心身障害教育の課題

ア 心身障害学級在籍者の増加等への対応

近年、区市町村立小・中学校における心身障害学級の在籍者が増加の傾向にあります。平成16年度の学級数は1,308学級であり、平成5年度の833学級に比べて475学級(57%)増加しています。また、小・中学校の通常の学級に在籍しながら通級指導学級で特別な指導を受ける児童・生徒は、平成16年度は、4,033名であり、前年度に比べて435名(12%)増加しています。平成5年度の通級指導学級の在籍者が2,107名であったことに比べ、在籍者は1.9倍となっています。

都においては心身障害学級(固定・通級)はすべての小・中学校に設置されておらず、一部の拠点となる学校に設置されています。

通級指導学級の場合は、児童・生徒が在籍する学校から心身障害学級を設置する学校に通学するため通学負担がかかることや、固定学級の場合は、特定の学校への集中化により学級数の大規模化等が課題となっています。

特別支援教育への移行に当たり、今後、各区市町村においては、こうした心身障害学級の在籍者数の増加や特定の学級への集中化・大規模化への対応が課題となっています。

《心身障害学級の児童・生徒数》

		平成5年度	平成16年度	増
小学校	固定	2,412人	3,521人	1,109人
	通級	1,857人	3,586人	1,729人
	合計	4,269人	7,107人	2,838人
中学校	固定	1,412人	1,757人	345人
	通級	250人	447人	197人
	合計	1,662人	2,204人	542人
合計		5,931人	9,311人	3,380人

イ 心身障害学級と通常の学級との連携・協力

心身障害学級設置校は、その利点を生かすような取組が期待されています。

特別支援教育への移行に当たり、今後、各区市町村においては、特別支援教育の一層の充実を図るため、児童・生徒や教員、保護者への理解啓発や交流学习等の充実、校内体制の整備など、現在の心身障害学級と通常の学級の連携・協力を進めていくことが課題となっています。

ウ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応

都教育委員会がすべての小・中学校を対象に行った、平成 15 年度の調査によると、通常の学級に在籍する児童・生徒のうち 4.4%が、特別な教育的支援を必要としていることが明らかになりました。LD、ADHD、高機能自閉症等をはじめとして、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の教育ニーズに適切に対応するためには、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター^Jの指名・育成等による校内体制の整備、個別の教育支援計画に基づくきめ細かい指導などが必要です。

特別支援教育への移行に当たり、教育環境の整備（特別支援教室^Kの設置の在り方等）については、制度改正に関する国の動向等を踏まえて検討する必要がありますが、校内体制の整備及び個別の教育支援計画の作成・活用などについては、各区市町村の実情に応じて早期から適切に対応していくことが課題となっています。

(3) 心身障害教育を担当する教員の専門性の課題

ア 都立盲・ろう・養護学校の教員の専門性の向上

平成 15 年度の調査によれば、都立盲・ろう・養護学校教員のうち、当該学校種別の特殊教育教諭免許状^Lの保有率は 51.8%となっています。都立盲・ろう・養護学校においては、障害の重度・重複化や多様化により児童・生徒等の個に応じた教育の充実や今後、都立盲・ろう・養護学校が特別支援教育のセンター的機能を発揮することが求められていることなどから、個々の教員の専門性をより一層向上させることが課題となっています。

イ 小・中学校の教員の専門性の向上

平成 15 年度の調査によれば、心身障害学級の教員の特殊教育教諭免許状の保有率は 30.8%となっています。特別支援教育への移行に当たっては、現在の心身障害学級の教員の専門性をより一

^J 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者のニーズに対する適切な支援を実施するために、学校内の教職員及び学校外の関係機関・専門家等との連絡・調整を行う者（教員）。小・中学校及び盲・ろう・養護学校において、校長が指名する。

^K 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で、現在の心身障害学級に替わるものとして提言された。東京都心身障害教育改善検討委員会においては、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（H15・12）の中で、A・B・Cの3つの特別支援教室のタイプについて提言している。

①特別支援教室 A：固定的に配置された教員が週の相当時数、専門的な指導を行う拠点的な特別支援教室

②特別支援教室 B：専門的な施設・設備を備え、固定的な指導と巡回による指導を行う拠点的な特別支援教室

③特別支援教室 C：担当の教員が、週の必要な時間、巡回指導を行う特別支援教室

^L 特殊教育教諭免許状

特殊教育教諭免許状を取得するためには、基礎免許状として小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の免許状を有し、さらに、特殊教育教諭1種免許状については、特殊教育に関する科目 23 単位、特殊教育教諭2種免許状については、特殊教育に関する科目 13 単位を修得することが必要とされる。なお、教育職員免許法附則第 16 項「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、盲学校、聾学校又は養護学校に相当する各部の教諭又は講師となることができる。」の規定（昭和 29 年施行）があり、教員として任用されるためには特殊教育教諭免許状取得は義務付けられていない。

層向上させるとともに、通常の学級の教員が、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に対する指導力を向上させることが課題となっています。

2 計画の基本理念及び指針

【基本理念】

障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与します。

【指 針】

(1) **安心して学べる教育環境を整備し、子どもたちの「将来の夢」をはぐくみ、実現します。**

子どものニーズや社会の変化に対応した専門的な指導を充実し、夢や希望がふくらむ学校づくりを推進します。そして、将来の社会参加・自立に向け、子どもの可能性を最大限に伸長する教育環境を整備します。

(2) **家庭や地域との連携を一層進め、開かれた学校づくりを進めます。**

子どもの可能性を最大限に伸長し、日々よりよい教育が行われるよう、保護者と教員が情報を共有し、相互理解と信頼を築くために関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」を作成します。そして、保護者、地域や民間企業等と連携し、共に子どもを育てる開かれた学校づくりを推進します。

(3) **特別支援教育のスペシャリストといえる教員を育て、質の高い教育を行う学校づくりを進めます。**

教育に対する熱意と使命感をもち、LD 等を含め障害のある子どもの教育に関する豊かな知識と高い技能をもった教員を育て、「学校の専門性」を高めます。そして、保護者が安心して子どもを通わせ、子どもの学ぶ意欲にこたえることのできる学校づくりを推進します。

(4) **ライフステージに応じた相談支援体制（ネットワーク）づくりを行います。**

生涯にわたり、子どもやその家族が心豊かで安心して暮らすことができるよう、子どもの発達段階に応じた適切な相談支援体制を整備していき、教育、保健・医療、福祉、労働や区市町村等の関係機関が積極的に連携し、効果的な支援を行っていきます。

(5) **すべての子どもが共に育つ地域社会の実現をめざした教育を東京から発信します。**

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが、共に育つことができる地域社会を実現できるよう、子ども同士が日常的にふれあい、共感しあうことのできる環境づくりを推進します。そして、一人一人が輝く特別支援教育を東京から発信します。

3 計画推進の基本的な方向

(1) 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実

児童・生徒等の障害の重度・重複化や多様化の現状を踏まえ、「個別の教育支援計画」の作成を推進するとともに、将来の社会参加と自立に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実など、都立盲・ろう・養護学校で学ぶ児童・生徒等の教育ニーズに適切に対応するための教育課程の開発・研究や職業的自立に向けた職業教育の充実等を推進します。

また、外部専門家との連携による教員の指導技術の向上や指導内容・方法の充実、高等学校等への巡回相談の実施、ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実を推進します。さらに、都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒が地域とのつながりをもてるようにするための副籍制度を導入するなど、児童・生徒の教育内容・方法の充実に向けた支援体制の整備を進めます。

なかでも、教育、保健・医療、福祉、労働等による新たな連携体制（エリア・ネットワーク）の整備については、エリアの拠点となる「盲・ろう・養護学校のセンター校の指定」や区市町村における関係諸機関のネットワーク構築に向けた「特別支援プロジェクトの推進」、エリア・ネットワークを全都レベルで支援する「広域特別支援連携協議会（仮称）の設置」などの体制整備を進めていきます。

(2) 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置

知的障害養護学校において今後も見込まれる在籍者数増加への対応、肢体不自由養護学校の通学負担の軽減、在籍者が減少傾向にあるろう学校の教育活動の活性化等を図るため、全都的な視野に立って通学区域や地域バランス等に配慮しながら、都立盲・ろう・養護学校の規模と配置の適正化を推進します。

規模と配置の適正化に当たっては、都立盲・ろう・養護学校で学ぶ児童・生徒等の教育ニーズに適切に対応できるよう、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置、知的障害教育部門・肢体不自由教育部門を併置する学校の設置、ろう学校の中高一貫型教育校の設置、病弱養護学校高等部の設置など、個に応じた新たなタイプの学校づくりを進めます。

(3) 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

都立盲・ろう・養護学校教員の資質や専門性の向上等を目的として、特別支援教育の理解に関する研修や専門的な研修及び特別支援教育コーディネーターの育成に関する研修を計画的に実施するとともに、教員採用の改善や特殊教育教諭免許状取得の促進、教員の人事交流等の充実等について具体的な検討を進めます。

また、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部や障害の重度・重複化が顕著である肢体不自由養護学校における学級編制の在り方について具体的な検討を行い、知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部では教育効果を高めることのできる学級編制の実施に向けて検討します。

このほか、知的障害養護学校における普通教室の確保や、ITを活用した教育環境の整備など学校施設・設備の充実に努めるとともに、開かれた学校づくりの推進や都民に信頼される学校経営の確立をめざして、多様な主体による学校運営の検討や民間活力と連携した就労支援、盲・ろう・養護学校改革推進校（仮称）の指定・支援等を行います。

(4) 小・中学校における特別支援教育の充実への支援

小・中学校の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の特別な教育的支援が必要な児童・生徒への対応については、国の動向を踏まえて特別支援教室（仮称）の設置の在り方等を検討する必要がありますが、都においては、今後の特別支援教育への移行に当たっての諸課題を明らかにするため、「特別支援教育体制・副籍モデル事業」を推進していきます。

小・中学校における校内体制の整備に向けては、特別支援教育の理解に関する研修、LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と指導に関する専門研修、特別支援教育コーディネーター養成に関する研修等を実施し、LD 等を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実を図っていきます。

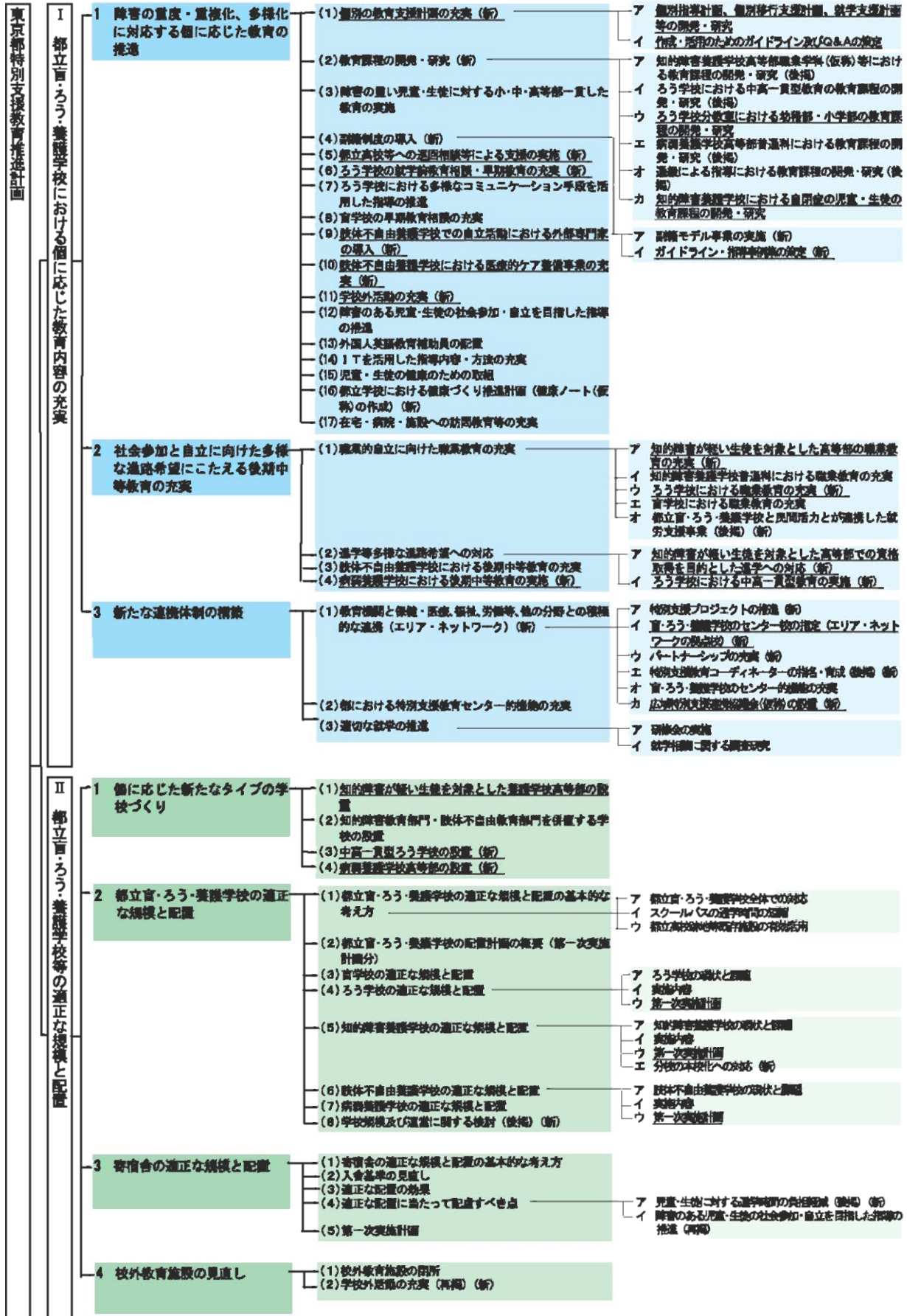
また、都と区市町村の新たな連携体制の整備に関しては、区市町村における就学支援ネットワークの構築を目的とした「特別支援プロジェクト推進モデル事業（就学支援）」を実施し、教育、福祉、保健・医療等の連携に基づく支援体制の整備や「就学支援計画」の作成・活用等に関する実践的な研究を行い、「特別支援プロジェクト推進のためのガイドライン」を作成するなどして、地域における乳幼児期から学齢期への円滑な移行支援の在り方について具体的に検討します。

(5) 一人一人を大切にす教育を推進するための都民の理解啓発の充実

社会のノーマライゼーションの進展を踏まえ、LD 等を含め障害のある児童・生徒等の特別な教育ニーズに適切に対応した多様な教育を展開するためには、特別支援教育に関する都民の理解啓発を充実することが不可欠です。

今後、特別支援教育に関する講座の実施や授業公開、交流教育など、これまでに各学校が実施してきた理解啓発に関する取組をより一層充実させるとともに、保護者や都民を対象とした特別支援教育に関する説明会等の実施や理解啓発資料の作成・配布等を計画的・継続的に行うなど、全都的な視点に立って特別支援教育に関する理解啓発活動をより一層充実します。

4 東京都特別支援教育推進計画の体系図



III 都立育・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

1 教員の資質及び専門性の向上	(1) 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施 (2) 特別支援教育コーディネーターの指名・育成に関する研修(都立) (新) (3) 教育相談担当教員の育成に関する研修 (4) 教員採用の改善 (5) 特別教育資格免許取得の促進 (6) 教員の人事交流等の充実 (7) 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実 (8) 肢体不自由養護学校における自立活動における外部専門家の導入(再掲) (新)	
2 開かれた学校づくりの推進	(1) 民間活力の導入 (2) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実(後掲) (3) ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実(再掲) (新) (4) 盲学校の早期教育相談の充実(再掲) (5) 通年の授業公開の実施 (6) 心身障害児理解教育の充実	ア 多様な主体による学校運営の検討(新) イ 都立育・ろう・養護学校と関係力がが連携した就学支援(新)
3 教育効果を高める学級編制の実施	(1) 障害の多様化に応じた学級編制の実施(新)	ア 知的障害が強い生徒を対象とした養護学校高等部等の学級編制 イ 重症・重複学級の充実
4 学校施設・設備の充実	(1) 知的障害養護学校における普通教室の確保(新) (2) 児童・生徒に対する通学時間の負担軽減(新) (3) ITを活用した教育環境の整備(再掲)	
5 都民に信頼される学校経営の確立	(1) 育・ろう・養護学校経営計画 (2) 都立学校経営支援センター(仮称)の整備(新) (3) 経営体としての自律性の確立(自律経営推進予算) (4) 学校経営戦略支援チームの活用 (5) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実 (6) 育・ろう・養護学校改革推進法(仮称)の指定・支援(新) (7) 学校振興及び運営に関する検討(新)	

IV 小・中学校における特別支援教育の充実への支援

1 LD等を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実	(1) 小・中学校における特別支援教育体制の整備 (2) 個別の教育支援計画の充実(再掲) (新) (3) 小・中学校における教員の資質・専門性の向上	ア 特別支援教育モデル校の実施(新) イ 個別モデル事業の実施(再掲) (新) ア 特別支援教育の理解・啓発に関する研修の実施 イ 特別支援教育コーディネーター養成に関する研修(区市町村) (新) ウ LD, ADHD, 高機能自閉症等の障害と診断に関する専門研修及び研修 エ 教育相談に関する研修の充実 オ 特別教育資格の普及促進の促進(再掲) カ 教員の人事交流等の充実(再掲) キ 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実(再掲)
2 都と区市町村の連携体制の整備	(1) 教育機関と保健・医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携 (2) 小・中学校から都立育・ろう・養護学校等への通級指導の実施(新) (3) 適切な就学の推進	ア 特別支援プロジェクト(就学支援)の推進(新) イ 育・ろう・養護学校のセンター機能の充実(再掲) ウ パートナーシップの充実(再掲) (新) エ 特別支援教育コーディネーターの指名・養成(新) オ 広域特別支援連絡協議会(仮称)の設置(再掲) (新) ア 研修会の実施(再掲) イ 就学相談に関する調査研究等(再掲) ウ 巡回相談の実施等による支援

V 一人一人を大切にしている教育を推進するための都民の理解啓発の充実

1 理解啓発促進のための取組の充実	(1) 特別支援教育に関する説明会等の実施 (2) 特別支援教育についての理解・啓発の促進 (3) 広域特別支援連絡協議会(仮称)を活用した理解啓発 (4) 障害のある児童・生徒の教育相談の充実 (5) 学校の教育機能の地域社会への提供	ア 特別支援教育に関する啓発の実施 イ 心身障害児理解教育の充実(再掲) ウ 都立育・ろう・養護学校地社会文化祭 エ 通年の授業公開の実施(再掲) オ 理解啓発資料等の作成・配布 カ 東京都教育の目を生かした理解啓発 キ 障害者週間を生かした理解啓発
-------------------	--	---

下線の事業は、本計画における進行管理事業です。進行管理事業で示している→(矢印)は、継続して実施する期間を指します。
(新)は本計画期間(16年度)から新たに実施する事業

